

経営者の退職金制度は 小規模企業共済

加入の資格（個人事業主又は会社役員）

業 種	常時使用する従業員数
建設業、製造業、不動産業、農業 サービス業（宿泊業、娯楽業に限る） 協業組合等	20人以下
商業（卸売業、小売業） サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）等 弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員	5人以下

■上記以外に加入ができる方

- ・事業に従事する組合員の数20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員の方
- ・事業に従事する組合員の数20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員の方

■加入できない方

- ・協同組合、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、社団法人、財団法人、NPO法人等の直接営利を目的としない法人の役員等。
- ・会社等の役員とみなされる方であっても、商業登記簿に役員登録されていない場合。

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主、共同経営者または会社等の役員が個人事業所の廃業、個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任、疾病・負傷による共同経営者の退任、会社等の役員が疾病・負傷・老齢による退任をした場合等、第一線を退いたときの生活の安定または事業の再建等を図る資金をあらかじめ準備しておくための共済制度です。国が作った制度ですから安心・確実・優遇税制や共済金などで優れたメリットがあり、「経営者の強い味方」です。

掛金

- 掛金月額、1,000円～70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に選択できます。
- 掛金月額の増額・減額は、1,000円から70,000円の範囲内（500円単位）で、増額または減額ができます。
- 掛金は加入された方ご自身の口座からの振替となります。
- 掛金は税法上、全額を小規模企業共済等掛金控除として、課税対象となる所得から控除できます。なお、掛金は共済契約者ご自身の収入の中から納付していただきますので、事業上の損金または必要経費には算入できません。

実際に、どれだけおトクなの？



【例】課税される平均所得金額が400万円、月々3万円の掛金を15年間納付したSさんが共済金Aを受取った場合。

節税額合計：109,500円*×15年
 = **1,642,500円**
 掛金合計額=5,400,000円*
 共済金A：6,033,000円
 受取額－納付額=**633,000円**

おトク

合計 **2,275,500円**

※一括受取の場合は、退職所得扱いとなります。

掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税される所得金額	加入前の税額 (所得税+住民税)	加入後の節税額		
		掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	36,500円	★ 109,500円	241,300円
600万円	1,393,700円	36,500円	109,500円	255,600円

※中小機構ホームページ「加入シミュレーション」でご自身の節税額を、ご確認ください。

共済金額一覧表

掛金月額が10,000円の場合（掛金月額を30,000円とする場合は、下記の表の金額を3倍にしてください）

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A (A共済事由)	共済金B (B共済事由)
		・個人事業の廃止 ・個人事業主の死亡 ・会社等の解散 など	・老齢給付 (※) ・会社等役員が疾病・負傷・65歳以上の退任 ・会社等役員が死亡 など ※65歳以上で180か月以上掛金を納付した方に限る。
5年	600,000円	621,400円	614,600円
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円
15年	★1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円

※共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。

安心・確実な法律に基づく国の制度です。
 配偶者や子に共済契約の継承ができます。（個人事業者のみ）
 契約者貸付制度をご利用いただけます。

— 加入の手続き・お問い合わせ先 —
(公財)新潟市勤労者福祉サービスセンター
 電話 025(201)6113